

第5 耐震診断及び耐震改修の法による指導等

1 耐改法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して耐改法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、当市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。

(1) 法の定める規定

○ 指導・助言

所管行政庁（※8）は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

（耐改法第15条第1項）

○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

（耐改法第15条第2項）

○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

（耐改法第15条第3項）

※8 [所管行政庁]

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。（法第2条第3項）

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐改法第15条第3項による公表を行なったにも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行なわなかった場合、特定行政庁（※9）は、建築基準法の規定に基づき勧告又は命令等を行います。このことから、本市においても特定行政庁と連携して対応することとします。

○ 勧告

特定行政庁は、当該建築物が損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう勧告を行います。

（建築基準法第10条第1項）

○ 命令

特定行政庁は、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとることを命令します。

（建築基準法第10条第2項）

特定行政庁は、当該建築物が著しく保安上危険であると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう命令します。

（建築基準法第10条第3項）

※9 [特定行政庁]

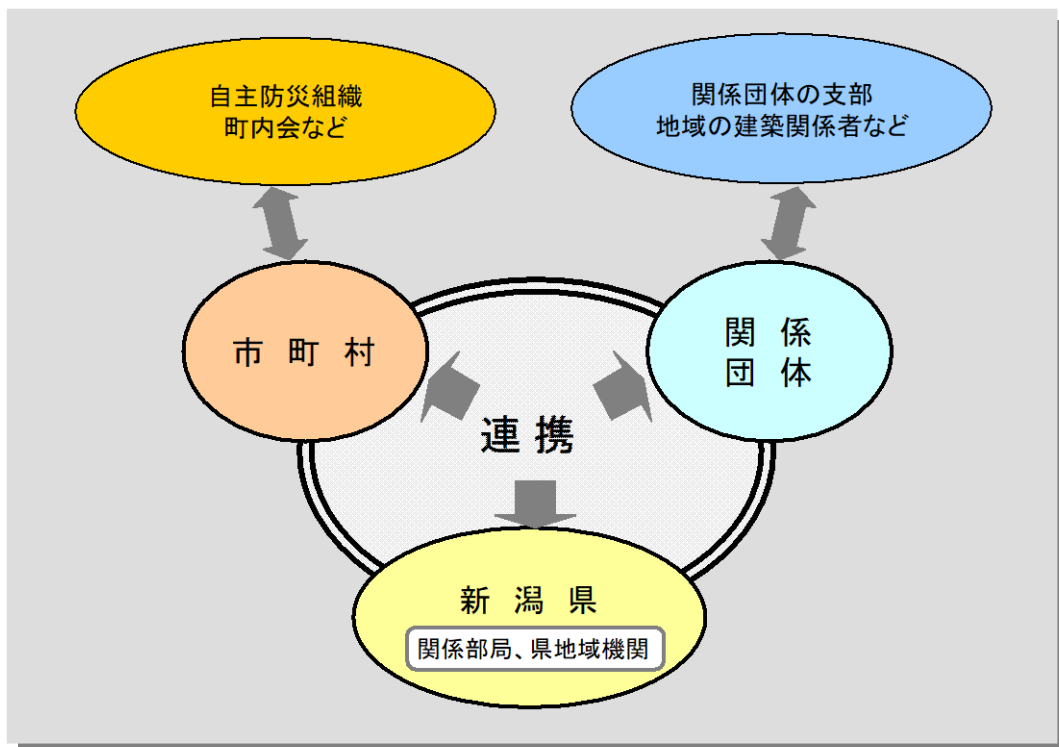
建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行なう権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

（建築基準法第2条第35号）

第 6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会の参加

本計画を実施するにあたり、県、本市以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



新潟県耐震改修促進協議会のイメージ

(県、市町村及び関係団体が連携)